令和8年度プラスチック汚染とその対策に関するシンポジウム

プラスチックの環境対応に関する国際動向

2026年9月28日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世界が進むチカラになる。

MUFG

只今発表中のスライドは権利の都合上配信できません

只今発表中のスライドは権利の都合上配信できません

只今発表中のスライドは権利の都合上配信できません

只今発表中のスライドは権利の都合上配信できません

只今発表中のスライドは権利の都合上配信できません

只今発表中のスライドは権利の都合上配信できません

只今発表中のスライドは権利の都合上配信できません

只今発表中のスライドは権利の都合上配信できません

EUにおける再生材含有率要件等の導入・検討状況

■ 欧州におけるプラスチックが関係する主要法令（SUPD、PPWR、ELVR）及びエコデザイン規則における再生プラスチック及びバイオマスプラスチックに関する動向を以下に整理する。

法令	使い捨てプラスチック指令（SUPD）	包装・包装廃棄物規則（PPWR）	廃自動車規則（ELVR）	持続可能な製品のためのエコデザイン規則
対象者	EU加盟国	事業者	事業者	事業者
対象製品	プラスチック プラスチック製飲料容器	プラスチック プラスチック製容器包装	プラスチック 自動車用プラスチック	あらゆる製品 （食品や医薬品、自動車を除く）
2020年	■ 2019年：施行 ■ 2021年：国内法整備期限 ■ 2023年11月：MR材算定・検証ルール制定			
2025年	■ 2025年：PETボトルに再生材含有率要件導入 ■ 2026年7月：CR材を含む算定・検証ルール案発効	■ 2025年2月：施行（**適用は2026年8月12日から**） ■ 2026年末：算定・検証ルール制定	■ 2023年7月：欧州委員会提案 ■ 2025年12月：暫定合意（欧州議会・EU理事会） ■ **2026年8月13日発効**	■ 2024年7月：施行 ■ 2025年4月：最初の作業計画を採択 ■ 2026年7月：DPPのための電子帳簿設置
2030年	■ 2030年：すべての飲料容器に再生材含有率要件導入	■ 2028年：バイオマスプラスチックの技術開発状況・環境性能の検討 ■ 2030年or再生材算定・検証ルールの発効から3年後の遅い方：再生材含有率要件導入	■ 2028年（発効後2年以内）：算定・検証ルール制定 ■ 2032年（発効後6年以内）：再生材含有率要件導入	■ （2026年～）：エコデザイン要件に関する各委任法の順次採択 ■ （同18ヶ月後）：エコデザイン要件導入
2040年		■ ～2040年：再生材含有率基準引上げ	■ 2033年：バイオマスプラスチックの技術開発状況・環境性能の検討	

【凡例】 赤字：再生材含有率算定・検証ルール制定　青字：再生材含有率要件の発効　緑字：バイオマスプラスチック導入検討

（出典）各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

使い捨てプラスチック指令（SUPD）
再生材含有率の算定、検証、報告方法に関する動向

- 2023年11月、欧州委員会は使い捨てプラスチック指令（SUPD）における、マテリアルリサイクルを対象とした使い捨て飲料用ボトルの再生材含有率を算定、検証、報告するための実施決定（implementing decision）を定めた。
- 2025年7月、欧州委員会はケミカルリサイクル材及びマスバランス方式の導入する実施決定の改正案を公表した。2025年8月までパブリックコメントを実施したのち、2026月6月30日に欧州委員会にて正式に修正案が採択され、7月23日に発効している。

欧州委員会における再生材含有率の算定方法に関する動向

2023年11月	■ 使い捨て飲料用ボトルの再生材含有率を算定、検証、報告するための実施決定を公表 ■ マテリアルリサイクル材を対象としており、ケミカルリサイクル材は対象外
2024年3月	■ ケミカルリサイクル材及びマスバランス方式を追加する修正案を欧州委員会が提案することになっていたが公表されず
2025年7月	■ ケミカルリサイクル材及びマスバランス方式を追加する修正案を提案し、パブリックコメントを実施
2026年2月	■ 加盟国の代表者で構成されるコミトロジー委員会での投票が行われ、最終草案が可決された。（賛成20、反対1、棄権6。賛成した国の合計人口はEU全体の約90%を占める。）
2026年6･7月	■ 欧州委員会が実施決定を正式採択し、その後発効。新たな実施決定の発効とともに旧実施決定は廃止された。

（出典）各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

使い捨てプラスチック指令（SUPD）
再生材含有率の算定、検証、報告に関する実施決定

- 2026年6月30日、欧州委員会は使い捨てプラスチック指令（SUPD）における、使い捨て飲料用ボトルの再生材含有率を算定、検証、報告するための実施決定（implementing decision）を正式に採択し、翌7月23日に発効した。
- 本実施決定はマテリアルリサイクル材に加えてケミカルリサイクル材およびマスバランス方式を新たに認めるものであり、発効により旧実施決定（EU）2023/2683は廃止された。本実施決定の内容は、2030年1月1日までに見直すこととなっている。

	従来の実施決定：（EU）2023/2683（廃止）	新たな実施決定：（EU）2026/1425
対象	3Lまでの飲料ボトル（キャップ、ラベル、スリーブを含む）	3LまでのPETボトル（キャップ、ラベル、スリーブを含む）
リサイクル原料	消費者使用後プラスチック廃棄物	
再生材含有率の計算方法	EU加盟国における飲料ボトルの再生プラスチックの重量の合計 ／ EU加盟国における飲料ボトルのプラスチック部分の重量の合計	EU加盟国における飲料ボトルの再生プラスチック※の重量の合計 ／ EU加盟国における飲料ボトルのプラスチック部分の重量の合計 ※ マスバランス方式により割り当てた再生材特性を含む
リサイクル方式	PETのマテリアルリサイクル	マテリアルリサイクル（PET）、 ケミカルリサイクルを含むその他のリサイクル
マスバランス方式	認めない	• マテリアルリサイクル（PET）・出力製品中の再生材含有率が既知なリサイクル手法：認めない • 出力製品中の再生材含有率が未知なリサイクル手法：認める
域外由来の再生材	（明確な言及はない）	• 2027年11月21日まで、EU域外由来の再生材は目標に算入できない。 • 2027年11月21日以降、EU域外由来の再生材を目標に算入することが可能となる。 ※ 非OECD諸国については、EUとの協定が必要となる。OECD諸国についても、環境上の適切な管理がなされていない場合には認められない可能性がある。

（出典）European Commission, http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2026/1425/oj

使い捨てプラスチック指令（SUPD）
再生材含有率の算定、検証、報告に関する実施決定

■ 出力製品中の再生材含有率が未知なリサイクル方法については、以下の手順に従ってマスバランス方式によるリサイクル由来特性の量を算定することとなっている。（PETのマテリアルリサイクル及び出力製品中の再生材含有率が既知なリサイクル方法についてはマスバランス方式の適用が認められない。）

（注：いわゆる「燃料除外モデル」が採用されており、物質・燃料いずれにも使用可能なものは「デュアルユース」として扱われる）

原料の再生材特性量（amount of eligible material）の決定

化石資源由来原料

再生材由来原料※

※別途、原料に関する要件あり

アウトプットの製品に含まれる再生材特性量の設定

➢ インプットにおける再生材特性割合と等しいとする

アウトプットの製品を分類し、以下のデュアルユース係数を設定

➢ 製品の種類に応じ、以下の係数が設定されている

非燃料		非燃料：1
燃料		燃料およびロス：0
ロス		
デュアルユース	固体	デュアルユース（固体）：0
デュアルユース	液体	デュアルユース（液体・気体）：事業者がリサイクルの下流に物質として残留している検証可能な証拠に基づく割合
デュアルユース	気体	

アウトプットの各製品の再生材特性量を算定

➢ 再生材特性量×デュアルユース係数

非燃料	
燃料	
ロス	
デュアルユース	固体
デュアルユース	液体※
デュアルユース	気体※

※係数を0.5と仮定

再生材特性量の割当

➢ 割り当てには要件が定められている（下枠）

非燃料	
燃料	
ロス	
デュアルユース	固体
デュアルユース	液体
デュアルユース	気体

マスバランス方式の適用にあたっての要件

■ 再生材特性量は以下の条件に従って再配分（reallocate）することができる

- インプットからアウトプットを得られる化学プロセスが存在することを証明できる場合にのみ特性を割り当てることができる
- アウトプットに割り当てた特性の合計がインプットに由来する特性の合計を超えないこと
- インプットまたは/およびアウトプットがポリマーでないこと

■ マスバランスの計算を実施できる期間
- 最長3カ月（繰り越しが認められる）
- 負の残高は認めない

■ マスバランスの範囲
- サイトごとに運用

（出典）European Commission, http://data.europa.eu/eli/dec_impl/2026/1425/oj

包装・包装廃棄物規則（PPWR）

■ 包装・包装廃棄物規則（PPWR）では、再生材含有率の算定・検証について、2026年12月末までに欧州委員会が定める実施法（implementing acts）で詳細なルールを定めることとなっている。

2026年8月14日～9月16日に関連する意見募集を実施済

法律原文の仮訳（関連条文を抜粋）

前文（43）

- リサイクル工程の環境影響を考慮しつつ、消費者使用後プラスチック廃棄物に由来する再生材含有率の算定および検証に関する規則の実施について統一された条件を確保するため、実施権限を欧州委員会に付与すべきである。

第7条　プラスチック包装における最低再生材含有率

第8項

- 2026年12月31日までに、欧州委員会はEU内でリサイクルされた消費者使用後のプラスチック廃棄物に由来する**再生材含有率の算定および検証の方法論…を定める実施法を採択**しなければならない。
- 検証のための方法論には、本条第3項（原料の由来およびリサイクル工程での環境保護）および第9項（リサイクル技術の持続可能性基準）に基づき採択される実施法に定める条件が満たされていることを確保するため、…**独立した第三者監査を実施する義務を含めることができる**。
- 欧州委員会は、実施法の採択にあたり、**利用可能なリサイクル技術について、その経済的および環境的性能（リサイクル製品の品質、廃棄物の入手可能性、必要エネルギー、温室効果ガス排出量その他関連する環境影響を含む）を考慮して評価**するものとする。

第11項

- 2029年1月1日または第8項の実施法の施行日から24か月のいずれか遅い日までに、…容器包装に含まれる再生材含有率の算定および検証は、第8項に基づき採択される実施法に適合しなければならない。

（参考）PPWRでは廃棄物がリサイクルされることを担保するための仕組みとして、Chain of Custodyを活用する方針が示されている。

第6条　リサイクル可能な容器包装（第5項）（関連条文を抜粋）

- 2030年1月1日までに、委員会は、次の事項を定める実施規則を採択するものとする。
  (b)　包装が大規模にリサイクルされることを確保するChain of Custodyの仕組み
- (b)にいうChain of Custodyの仕組みは、少なくとも次の要素に基づくものとする。
  (i)　収集された包装廃棄物のうち、選別施設およびリサイクル施設に送られる数量に言及する技術文書
  (ii)　容器包装が大規模にリサイクルされることを確保する下流事業者から、製造者が必要なデータを取得できるようにする検証プロセス

（出典）European Parliament, http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj

包装・包装廃棄物規則（PPWR）

- 包装・包装廃棄物を規制するための規則を2025年2月11日より施行。
- リサイクル・再生材・バイオマスプラスチックに関する主な事項は以下の通り。

条文	主な事項
容器包装に含まれる物質に関する要求事項（5条）	■ 懸念物質に関する調査の実施およびフォローアップ措置（追加規則等）の検討（第2項）
リサイクル可能な容器包装（6条）	■ 容器包装のリサイクル可能性に関する要件、要件を満たさない場合の上市禁止（第1項、第2項） ■ リサイクル可能性に関する等級、低等級品の上市の禁止（第3項） ■ 容器包装のリサイクル可能性に関する基準の委任法（第4項） ■ 大規模なリサイクルの実施に関する実施法令（第5項）
プラスチック製容器包装における最低再生材含有率（7条）	■ 最低再生材含有率の規定（第1～3項） ■ 再生材含有率の算定方法と検証に関する施行規則の制定（第8～11項）
プラスチック製容器包装におけるバイオマス原料（8条）	■ バイオマス原料の持続可能性要件等に関する検討（第1、2項） ■ プラスチック製容器包装へのバイオマス原料使用を増やす目標の設定（第1、2項） ■ 食品接触包装における消費者使用後プラスチック由来廃棄物再生材の代わりにバイオマスプラスチックを使用することによる最低再生材含有率要件達成の機会創出（第1、2項）

（出典）European Parliament, “Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance)

包装・包装廃棄物規則（PPWR）

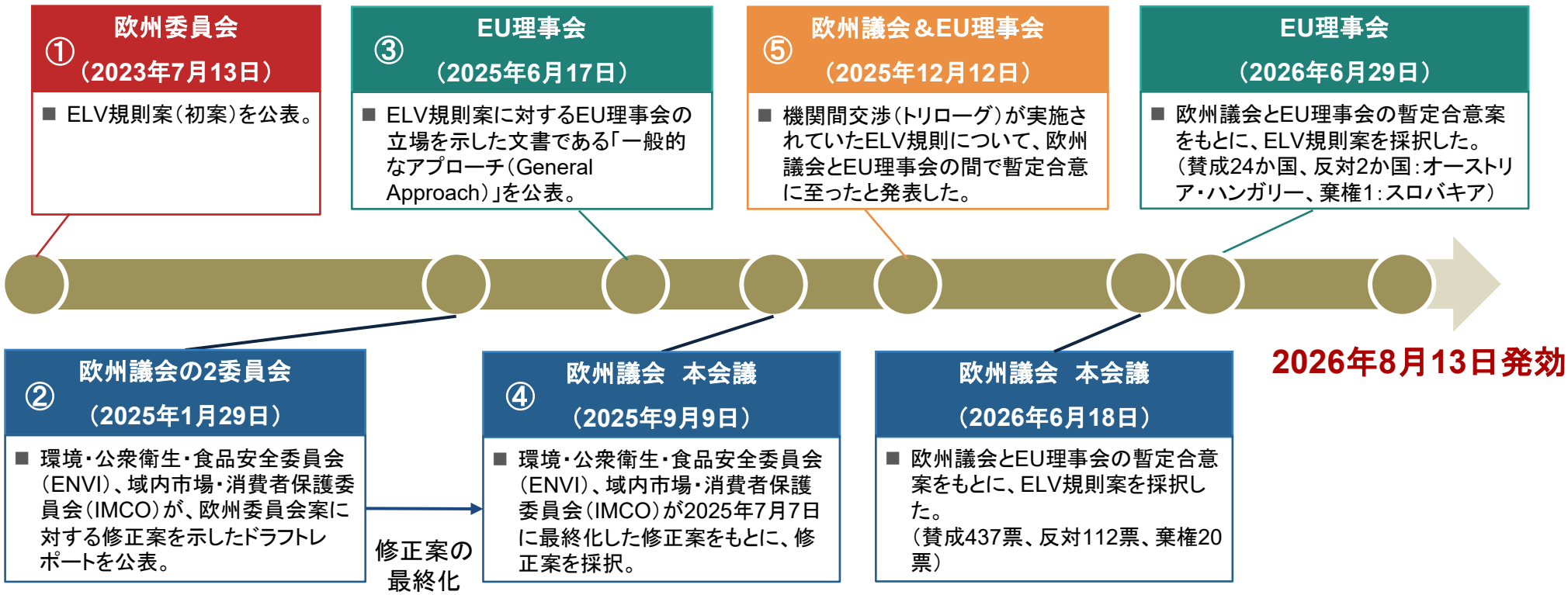
■ プラスチック製容器包装におけるバイオマス原料（第8条）

バイオマス原料の持続可能性要件等に関する検討（第1、2項）

- 欧州委員会は、2028年2月12日までに、再生可能エネルギー指令（（EU）2018/2001）の第29条に定められた持続可能性基準を考慮して、バイオマスプラスチック製容器包装の技術開発状況及び環境性能を見直さなければならない。
- 欧州委員会は、上記の検討に基づき、適切な場合は、欧州委員会は以下の立法案を提示しなければならない。
  - プラスチック製容器包装におけるバイオマス原料の持続可能性要件を定める。
  - プラスチック製容器包装にバイオマス原料の使用を増やすための目標を設定する。
  - 食品に接触する再生プラスチックに関する規則（(EU)2022/1616）で規定される要件に準拠する食品接触包装用のリサイクル技術が利用できない場合、消費者使用後プラスチック廃棄物由来再生材のかわりにバイオマスプラスチックを使用することで、本規則案における最低再生材含有率要件を達成する機会を設ける。
  - 適切な場合には、第3条49項のバイオマスプラスチックの定義（生分解性か非生分解性かを問わず、バイオマス原料、有機性廃棄物、副産物等の生物資源から製造されたプラスチック）を修正する。

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（ELV規則）審議結果

- 自動車に対して循環性要件を盛り込む法案（ELV規則案）について、欧州委員会から2023年7月に初案が提案され、その後、審議機関である欧州議会、EU理事会がそれぞれ修正案を提示、2025年12月に欧州議会とEU理事会が暫定合意に至った。
- 2026年6月、欧州議会が暫定合意案をもとに採択し、その後EU理事会も採択し、その後、2026年8月13日に発効した。



（出典）各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（ELV規則）
第6条：車両における最低再生材含有率

■ 欧州議会・EU理事会が採択した法案では、消費者使用後の廃プラスチック由来の再生材を新車に一定割合以上導入することを要求しており、そのうち20%はcar to carリサイクルまたは廃部品由来である必要がある。

再生プラスチック最低含有率

時期	再生プラスチック最低含有率
発効6年後以降 （2032～）	• **15%** • 上記15%のうち20%（= 3%）はcar to carリサイクルまたは廃部品由来
発効10年後以降 （2036～）	• **25%** • 上記25%のうち20%（= 5%）はcar to carリサイクルまたは廃部品由来

法令の仮訳【プラスチック関連を抜粋】

- ［本規則発効日から72か月が経過した後の月の初日］以降に型式認可を受ける各新車両型式に含まれるプラスチックは、消費者使用後の廃プラスチックからリサイクルされたプラスチックを、重量比で少なくとも**15%**含まなければならない。
- ［本規則の発効日から120か月が経過した後の月の初日］以降に型式認可を受ける各新車両型式に含まれるプラスチックは、消費者使用後の廃プラスチックからリサイクルされたプラスチックを、重量比で少なくとも**25%**含まなければならない。
- 第1項（上記）に定める目標の少なくとも**20%**は、当該車両型式に、使用済み自動車からリサイクルされたプラスチック、または使用段階において車両から取り外された部品および構成部品からリサイクルされたプラスチックを組み込むことにより達成しなければならない。
- 当該各新車両型式に含まれるプラスチックの重量、および…再生プラスチックの重量を算定するに当たっては、タイヤ由来のエラストマー、およびクッション材として使用されるポリウレタンフォーム以外の熱硬化性樹脂を除外する。
- 再生材は、消費者使用後の廃棄物から回収されたものでなければならず、当該廃棄物は、次のいずれかの施設でリサイクルされたものでなければならない。
  - (a) EU域内に所在する施設。
  - (b) ［本規則の発効日から48か月後］以降については、第三国に所在する施設。ただし、当該施設が附属書XIIIの要件*を満たす場合に限る。

*第三国の施設について、運営の適法性、トレーサビリティの確保等の要件、施設が所在する国について、EUと同等の廃棄物管理制度、環境保護制度があること等が定められている。

（出典）EU理事会、https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-13-2026-INIT/en/pdf

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（ELV規則）
第6条：車両における最低再生材含有率（続き）

■ マテリアルリサイクル以外のリサイクル方法によって得られた再生プラスチックについては、マスバランス方法を適用することが示された。

再生プラスチック最低含有率のポイント

法令の仮訳【プラスチック関連を抜粋】

- 欧州委員会は、[本規則の発効日から23か月が経過した後の月の末日]までに、…実施法を採択しなければならない。当該実施法は、…ポストコンシューマー廃棄物からリサイクルされたプラスチックの割合、および使用済み自動車からリサイクルされたプラスチックの割合を算定し、検証するための方法を定めるものとする。
- マテリアルリサイクル以外のリサイクル方法によって得られた再生プラスチックについては、…マスバランス方法を適用する。
- 欧州委員会は、…委任法を採択する権限を有する。当該委任法は、特定の再生プラスチックの入手可能性の不足、または過度に高い価格により、最低再生材含有率の遵守が著しく困難になる場合に、…再生プラスチック含有率目標またはその適用時期について、一時的な適用除外を定めるものとする。

（出典）EU理事会、https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-13-2026-INIT/en/pdf

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（ELV規則）
バイオマスプラスチックに関する規定

■ バイオマスプラスチックについては、最低含有率に関する要件は設定されなかったものの、レビュー条項において将来的な開発状況・環境性能等のレビューの実施が定められた。

バイオマスプラスチックに関するポイント

法令の仮訳

第56条　レビュー条項【バイオマスプラスチック関連を抜粋】

- ［本規則発効日から72か月が経過した後の年の末日］までに、欧州委員会は、新車におけるバイオマスプラスチック、およびタイヤの再処理から得られるエラストマーについて、技術開発の状況、環境性能、経済性能および入手可能性をレビューしなければならない。その際、指令（EU）2018/2001（再生可能エネルギー指令）第29条に定める持続可能性基準…を考慮しなければならない。

- 適切な場合であって、…欧州委員会は、次に掲げる事項を目的として、立法提案を提出することができる。
  - (a) 車両に使用されるプラスチック中のバイオマス原料について、持続可能性要件を定めること。
  - (b) 車両に使用されるプラスチック中のバイオマス原料の使用を増加させるための目標を定めること。
  - (c)(b)にいう目標を、第6条第1項（再生プラスチック最低含有率）に定める目標とどの程度組み合わせ、またはこれに上乗せできるかを評価すること。

（出典）EU理事会、https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-13-2026-INIT/en/pdf

本資料は信頼に足ると思われる各種情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性、信頼性を保証するものではありません。
資料の内容は講演者の個人的な見解であり、本シンポジウム主催者・関係者や弊社の意見を代表するものではありません。

【お問い合わせ先】
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部 環境・自然ユニット 地球環境部
プラスチック資源循環・バイオエコノミードメイン
植田、仲嶋、黒田、平田、田畑、森岡、伊藤、小松